

**第9期**  
**栗東市高齢者福祉計画**  
**介護保険事業計画**

**【骨子案】**

**栗 東 市**



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市の高齢化率は、令和2（2020）年の国勢調査では19.1%となっており、全国の28.0%や滋賀県の25.8%を大きく下回り、県内では最も低い高齢化率となっています。しかし、高齢化率は上昇傾向にあり、高齢者人口、そして後期高齢者人口は今後増加していく見込みとなっています。今後は、高齢者のみの世帯や介護を必要とする高齢者、認知症高齢者が増加していくことが予測され、中長期的な視点での計画策定が求められています。

このような状況のなか、介護保険制度においては、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤として、地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進していくことが必要になります。

住みなれた地域で、いきいきと安心して満足した生活を送り、幸福に暮らしていくためには、一人ひとりが役割をもちながらつながり支え合う地域社会の実現が必要です。

また、認知症高齢者の増加に対しては、国会において令和5年6月に認知症基本法案が成立し、認知症の人が尊厳を持って暮らせる社会の実現や正しい理解の普及、バリアフリーの推進などが求められています。また、認知症施策大綱の中間評価を踏まえた施策の推進も求められており、認知症高齢者や支える人々への様々な支援が求められています。

また、介護人材の不足については、全国的な課題であるとともに、本市においても今後大きな課題になっていく可能性があり、介護人材の育成や定着に向けた取組が引き続き求められています。

本計画は、第8期計画の成果と課題を踏まえながら、中長期的な視点を持ち、本市における介護保険事業及び高齢者福祉施策を計画的に推進するための目標及び方向性を明らかにし、それらの実現に向けた方策を定めるものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条 8 に規定される「老人福祉計画」と同時に、介護保険法第 117 条に規定される「介護保険事業計画」であり、高齢者福祉施策の方向性、並びに介護保険事業の事業量、保険料及びサービスの供給量確保のための方策を明らかにするもので、本市の最上位計画である「第六次栗東市総合計画」に即すものです。

また、県において策定される「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン」及び「滋賀県保健医療計画」との整合を図るものとします。

## 3 計画の期間

本計画は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間で計画期間とします。

### ■計画の期間

年度	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)	令和 13 (2031)	令和 14 (2032)
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (第 8 期計画)	▶											
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (第 9 期計画)				▶ 本計画								
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (第 10 期計画)							▶					
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (第 11 期計画)										▶		

## 4 国の主な動向について

### 国の基本指針の概要

介護保険法第 116 条第 1 項に基づき、国は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定めることとなっています。市町村は基本指針に即して 3 年を 1 期とする介護保険事業計画を定めることとされていることから、基本指針は計画作成上のガイドラインとなっています。

### 第 9 期基本指針の見直しのポイント

#### (1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- 今後の高齢者の増減について関係者と共有し、介護サービス基盤整備のあり方を議論し、既存施設や事業所の今後のあり方も含めて検討する
- 住民の加齢により医療及び介護の効率的かつ効果的な提供が重要になることから、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を計画的に定めるよう努める
- 在宅の要介護者の様々な介護ニーズに対応できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等の更なる普及を図る
- 地域密着型サービスについて、都道府県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整をする
- 訪問リハビリテーション等の更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図る。そのため、介護老人保健施設等に対する協力要請や医療専門職の確保等の取組を行う

#### (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第 9 期介護保険事業計画期間中に集中的に取り組む
- 総合事業の多様なサービス等において、地域住民の主体的な参画を促進していく
- 総合事業によるサービスの効果的・効率的な提供を促進する観点から、それぞれが実施すべきことを明確に理解する場等を設ける
- 地域リハビリテーション支援を推進するため、関係団体・関係機関等と協働して取組を行う
- 家族介護者支援について、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取組を行うとともに、ヤングケアラーを支援している関係機関とセンターが連携を図る
- 以下の取組等を通じた地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保体制整備等
  - ・居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象を拡大及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務による一定の関与を図る
  - ・居宅介護支援事業所等、地域の拠点を活用したセンター業務の体制整備を推進
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進
- PDCAサイクルを活用し、計画的に高齢者虐待防止対策に取り組む。また、養

護者に該当しない者からの虐待防止やセルフ・ネグレクト等についても高齢者の権利擁護業務として対応

- 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれるため、住まいの確保
- 自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を市町村が実施主体となって整備し、活用促進を図る
- 保険者機能の強化として、給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

### (3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ケアマネジメントの質の向上及び介護支援専門員の人材確保に取り組む
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組を推進
- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、離職防止、外国人材の受入環境整備
- 都道府県主導の下で生産性向上に資する支援・施策を推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- 介護分野の文書に係る負担軽減を図っていくため、指定申請や報酬請求等に係る標準様式と「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に向けて取り組む
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進
- 高齢者の増加に伴う要介護認定申請件数の増加が見込まれることから、認定審査会の簡素化や認定事務の効率化を進めつつ、必要な体制を計画的に整備

## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

第1回会議資料参照

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本的な考え方と視点

本市では、令和2年からの10年間を計画期間とする「第六次栗東市総合計画」において、都市像として『いつまでも 住み続けたい 安心な元気都市 栗東』を掲げ、「福祉・健康の安心を築く」を基本政策の一つとして設定しています。

#### 「福祉・健康の安心を築く」－【施策4 高齢者福祉の推進】のめざす姿

地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進により、高齢期になっても尊厳を保ち、その人らしい生活が継続し、互いに助け合い、健康でいきいきと安心して暮らせるまちになっています。

「第六次栗東市総合計画」における上記の基本政策と栗東はつらつ100歳条例に基づき、本計画では「高齢者の安心を支え合い、ともに元気に暮らせるまちづくり」を基本理念とし、高齢化の進展や生産年齢人口の減少に備え、「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進し、地域共生社会の実現に向けて関連する高齢者施策を推進していくことが求められています。

#### 《基本理念》

高齢者の安心を支え合い、  
ともに元気に暮らせるまちづくり



栗東市に合った「地域包括ケアシステム」を深化・推進させるため、本計画においても、これまで計画を推進するうえで基本としてきた以下に掲げる『基本的視点』を引き継ぎ、高齢者が健やかに暮らせるまちづくりにつなげます。

## 「基本的視点」

### 1. 一人ひとりの尊厳の尊重

介護や医療などを必要とする状態になっても、人としての尊厳を保って生活できることが大切であり、すべての高齢者がそれぞれ、その人らしい生活を継続できることや介護する家族が安心して介護ができることを重視します。

### 2. 明るく活力ある生活の実現

生涯にわたって健やかな生活を送ることは、すべての人の願いであることから、寝たきりや認知症になることをできる限り予防し、社会で活躍することを通じて明るく活力ある生活を送ることを重視します。

### 3. 高齢者が自分らしい生活を持続するための適切なサービスの提供

高齢者が自分らしい生活を続けられるよう、生活のしづらさを解消し、支援者の手助けのもとで自立と自己決定を維持しながら、心身の状態や置かれている環境などに応じて必要なときに必要な量の医療・介護サービスが提供されることを重視します。

### 4. 総合的、一体的、効率的なサービスの提供

生活支援の観点から介護と生活が分断されることなく、多様なサービスを組み合わせ、生活が維持されるよう、NPO、ボランティア、民間企業など多様な主体から、総合的かつ効率的にサービスが提供されることを重視します。

### 5. 地域共生社会の実現

地域に住む人が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係ではなく、お互いに支え合う「地域共生社会」の視点を持つことを重視します。

## 2 計画の基本方向

本計画では、基本理念「高齢者の安心を支え合い、ともに元気に暮らせるまちづくり」に向けて、これまでの取組みを発展させつつ、地域共生社会の実現を目指し、本市の特性に応じた「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、基本方向を以下のとおり設定します。

### (1) 健康と生きがいづくりの推進

高齢者が地域のなかでいきいきとした生活を送り、幸福に暮らしていくためには、一人ひとりの健康や生きがい、そして社会参加等地域とのつながりが重要となります。また、新型コロナウイルス感染症の影響で低下した社会参加の機会を再び回復させていくことも求められています。

そのため、地域住民の主体的な健康づくりや社会参画の促進を図ります。

健康づくりについては、スポーツ・文化、健康など関連する庁内各課とも連携しながら、効果的な介護予防や健康づくりを推進し、住民の健康寿命の延伸に向けて取組みを推進します。また、社会参加が高齢者の健康づくりにつながるため、老人クラブやボランティア団体等への参加を促すとともに、団体への活動支援や、団体間の連携の促進を図ります。

### (2) 互いに助け合うまちづくりの推進

高齢者一人ひとりが地域の中で役割を担い、主体的にやりがいや責任感をもって住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、「ともに支え合い、助け合う地域づくり」という考え方を浸透させ、地域共生社会の実現に取り組みます。

地域ささえあい推進員をはじめ関係機関の連携によって、地域とより丁寧に関わり、地域のなかで安心して暮らすことができるネットワークづくりに努めるとともに、担当部局との調整を図りながら、重層的支援体制整備事業の充実に努めます。

また、各地域の自主的な活動を促進し、関係機関・関係部署との連携も図りながら子ども・若者世代をはじめとした多世代の参加・交流を促すことで、地域のつながり機能がより強固で活発なものとなるよう支援に努めるとともに、地域資源が有効に活用できるよう検討を進めます。

### (3) 包括的な生活支援の充実

医療や介護が必要となっても、できる限り安心して住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。そのため、各圏域の地域包括支援センターや多職種の連携、病診連携など、地域における医療・介護サービスが切れ目なく提供できる包括的支援体制の充実に図ります。介護離職防止の観点からは、家族介護者支援の充実に取り組めます。また、在宅医療や看取りに関する情報提供や啓発活動を継続して行うとともに、医療・介護の担い手の資質向上や連携を強化し、最期まで本人らしい暮らしが適切に選択できるよう支援します。

日常生活支援の観点からは、買い物支援や公共交通の充実に取り組み、住まいの視点からは、高齢者向け住宅等の情報連携強化に取り組めます。

また、平常時の見守り体制の充実、災害など緊急時の支援体制の強化等を進めるにあたっては、介護サービス事業所など関係機関と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施するとともに、有事に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備に努めます。

#### (4) 認知症「共生」「予防」の推進と一人ひとりの尊厳保持

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を送ることができる認知症「共生」「予防」の推進のため、早期発見・初期支援や、適時・適切な対応に努めるとともに、地域への啓発活動や理解の促進、認知症の人を含む誰もが安心して通い続けられる「通いの場」の拡充を図ります。さらに、認知症の有無に関わらず、高齢者が地域サロンや認知症カフェ等の居場所に通うことで、お互いに自然に声かけや見守りができるような関係づくりを推進します。家族介護者に対する支援についても充実させ、介護負担の軽減を図ります。

また、高齢者虐待防止や高齢者権利擁護を推進するため、地域包括支援センターをはじめとした関係機関と連携し、高齢者が尊厳を保持した生活を送ることができるよう支援します。

そして、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進します。

#### (5) 介護サービス及び介護予防・生活支援サービスの充実

高齢者が要支援・要介護状態になっても、適切なサービスを切れ目なく受けることができるよう、居宅・施設のバランスを取りながら、これまでの実績やアンケート調査等からみるニーズも踏まえ、そして中長期的な視点を地域の関係者と共有しながら、相談体制の充実や介護サービスの基盤整備、ケアマネジメント及びサービスの質の向上に努めます。

また、ニーズに応じた介護サービス及び介護予防・生活支援サービスの安定した提供のため、国や県と連携しながら、介護人材の処遇改善や離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備、介護現場の生産性向上の支援、介護の職場の魅力発信等により、介護人材の確保・育成を図ります。

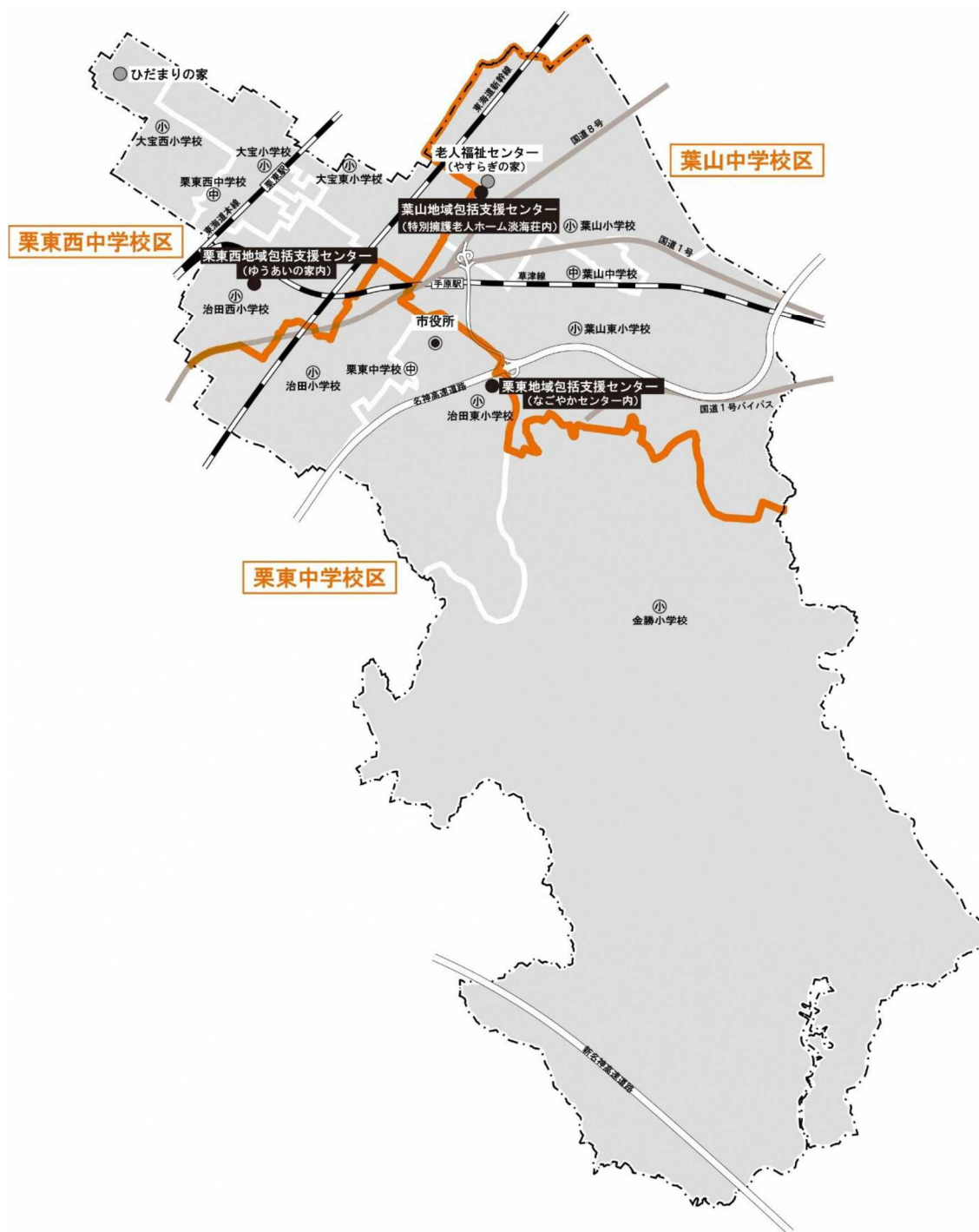
### 3 施策体系

基本理念	基本方向	具体的施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高齢者の安心を支え合い、 ともに元気に暮らせるまちづくり</p>	1 健康と生きがいづくりの推進	(1) 介護予防・健康づくりの推進
		(2) 生きがいづくりの推進
		(3) 高齢者の社会参加の促進
	2 互いに助け合うまちづくりの推進	(1) 地域のつながりづくりの推進
		(2) 市民が互いに支え合う地域づくりの推進
	3 本人らしい暮らしを可能にする包括的支援の充実	(1) 地域包括支援センターによる包括ケアの推進
		(2) 在宅医療と介護の連携
		(3) 安全な暮らしの確保と日頃からの備えの充実
		(4) 安心できる住まいの環境づくり
	4 認知症「共生」「予防」の推進と一人ひとりの尊厳保持	(1) 認知症「共生」「予防」の推進
		(2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供
		(3) 高齢者虐待防止の取組みの推進
		(4) 高齢者権利擁護の推進
	5 介護サービス及び介護予防・生活支援サービスの充実	(1) 介護人材の確保・育成
		(2) サービスの充実
		(3) サービスの質の向上

## 4 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域密着型サービスの提供、地域における継続的な支援体制の整備を図るため、引き続き、市内にある3つの中学校区を日常生活圏域として設定します。各日常生活圏域に1か所ずつ地域包括支援センターを設置しています。なお、令和7年度から葉山地域包括支援センターをやすらぎの家に移転する予定です。

また、より身近な圏域として、小学校区を設定します。



## 第4章 施策の展開

第3回会議で提示予定

## 第5章 介護保険サービス費等の見込み

第3回会議で提示予定

## 第6章 計画の推進

第3回会議で提示予定